
令和2年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和2年6月8日宇美町議会定例会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 町長行政報告及び提案総括説明

(2) 教育委員会行政報告

(3) 繰越計算書報告

・平成31年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 町長行政報告及び提案総括説明

(2) 教育委員会行政報告

(3) 繰越計算書報告

・平成31年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書

出席議員 (13名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開会

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お知らせいたします。

飛賀議員が議員として在職10年に達しており、糟屋地区議長協議会の表彰を受けられておられますので、表彰状の伝達式をここで行います。

飛賀議員、前のほうにお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議会事務局長（川畑廣典君） これで伝達式を終了いたします。

お手元に本日の議事日程第1号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年6月宇美町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において5番、入江議員及び6番、吉原議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月8日から6月12日までの5日間とすることで決定いたしました。

今後の議事は、事前に配付いたしております令和2年6月宇美町議会定例会日割表により進めることにいたします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長事務報告ですが、今回は予定していた会議が全て中止となりましたので、議長事務報告はありません。

町長行政報告及び提案総括説明を行います。

町長より本定例会に提案されました案件は、専決処分の承認案1件、人事案15件、工事請負契約の締結案4件、条例案3件、予算案3件の計26件であります。

町長行政報告及び提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和2年6月宇美町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、当初の感染拡大は全国的に抑制され、現在は、県の指導を受け、近隣町との調整を図りながら、規制の緩和等について検討を行っているところでございます。

しかしながら、具体的な治療法や蔓延するウイルスの抗体性が確立されていないことを鑑み、今後の第2波、第3波の感染拡大や新たなパンデミックを抑制しつつ、コロナが収束するまでは

慎重に対応してまいりたいと考えております。

住民の皆様におかれましては、長期に及ぶコロナ禍により、心身ともに大変疲弊されているのではないかと憂慮をいたしております。しかしながら、今が一番大切な時期であり、御自身の命、大切な方の命を守るためにも、宇美町民が一丸となって、この緊急事態を乗り切らなければならないと、このように思っておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、6月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症に関する、これまでの一連の流れについて御報告をいたします。

本年1月14日に国内での感染者が確認されて以降、感染者が全国的に増え始め、3月20日には福岡県内でも初の感染者が確認をされました。これ以降、5月25日現在では、県内では延べ672名の方が罹患され、糟屋郡内でもこれまでに延べ31名の方が罹患されている状況であります。

今回の新型コロナウイルスにより、県内では25人もの尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々の御冥福と、罹患されました方々の一日も早い御回復を心よりお祈りを申し上げます。

当町では、2月21日に対策本部を立ち上げ、公共施設の臨時休館をはじめ、消毒液の設置、職員のマスク着用、ホームページへの掲載など、感染症の予防と啓発に努めてまいりました。

4月7日には国の緊急事態宣言が発令され、福岡県が特定警戒都道府県に指定されたことで、県知事から3密の回避や外出の自粛要請がなされ、また、事業所に対しても休業要請等の措置が講じられたところでございます。

その後、さらなる感染症対策といたしまして、本庁の窓口にビニールカーテンの設置や、マスクをしないで来庁された方に手作りマスクの配布を行うなどを実施し、5月からは全庁的に次亜塩素酸噴霧器の設置を行ってまいりました。

また、町内の事業所や個人の方からマスクの御寄附を多数頂きました。寄附されたマスクにつきましては、町内の医療機関や介護・障害者施設等への配布を行ったほか、6月以降の学校再開に向けまして、小中学校の児童・生徒全員に配布をさせていただいたところでございます。

5月14日付で国の緊急事態宣言が解除となりましたが、再び感染拡大を招かぬよう、不要不急の外出自粛や新しい生活様式の実践等の要請がなされていることから、今後も感染症対策の徹底と最新情報の収集に努め、事態に即した対応を行ってまいり所存でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての特別定額給付金の進捗状況について御報告をいたします。

国民1人当たり10万円が支給される特別定額給付金につきましては、当町では、5月1日か

らマイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始し、5月16日には郵便申請方式による申請書を対象となる全世帯に送付し、順次受付を行っているところでございます。

なお、本日6月8日現在で、郵便、オンライン、窓口対応を含め申請総数は1万4,596件、そのうち給付済みが1万2,810件で、給付進捗率は80.0%となっております。

今後も、一日も早く町民の皆様へ給付金をお届けするために、日々全力で事務に取り組んでまいり所存でございます。

次に、当町職員に対する新型コロナウイルス感染症対策について御報告をいたします。

国の緊急事態宣言を受け、当町は県の指導に従い、職員への罹患リスクを50%に抑えるべき措置として、4月20日から5月24日までの期間におきまして、分離型勤務と交代型勤務を導入したところでございます。

分離型勤務につきましては、教育委員会を中心に各課の事務をそれぞれ2か所に分散することにより、また、交代型勤務につきましては、本庁舎、南館、西館に配置される課の職員をそれぞれA班とB班に区分し、交代勤務を行うことにより、職員間の接触を最小限に抑えることとしたものでございます。

今回のコロナ禍による不要不急の外出を避ける取組につきましては、在宅テレワークやウェブ会議など、企業等にあっては様々な対策検討がなされておりますが、町役場にありましては、町民との直接行政であるがゆえに、個人情報の取扱い等からも在宅勤務がなじみにくく、また、町内外の企業や個人経営者の皆様が入収入減となる中においては、公務員として勤務時間の削減を行うことは好ましいことであるとは言えないため、勤務時間を通常の1日当たり7時間45分勤務を、1日当たり11時間に変更し、土日も含めて交代勤務を行うことで通常の勤務日数を確保するよう、勤務形態の制度設計をすることにより、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたところでございます。

今後も、職員の勤務体制における今後の対策につきましては、県の動向を注視するとともに、近隣町の状況等を見極めながら、住民サービスの向上に努めてまいり所存でございます。

次に、保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について御報告をいたします。

4月7日に国から福岡県に対して緊急事態宣言が発出されたことに伴い、町内全ての保育施設におきまして、保護者の皆様へ登園自粛のお願いをいたしました。また、5月4日の緊急事態宣言の延長を受け、改めて保護者の皆様へ登園自粛のお願いをしたところでございます。

これに伴い、4月8日から5月31日までの期間、登園を自粛された児童の保育料及び副食費につきましては、自粛された期間分を減免することといたしております。

今後とも国・県等の動向を注視しながら、保育施設の安全・安心な運営に取り組んでまいり所存でございます。

次に、町立貴船保育園の民営化について御報告をいたします。

令和2年4月1日から社会福祉法人子安会貴船保育園として、新入園児17名を加え、総園児数75名で開園をいたしております。新年度を迎え、4月2日に保護者説明会を開催したことにより、円滑に民間への移行ができたところでございます。今後も社会福祉法人子安会貴船保育園との連携を深めますとともに、引き続き子育て支援の充実に努めてまいり所存でございます。

次に、宇美町町制施行100周年記念事業について御報告をいたします。

5月22日に宇美町町制施行100周年記念事業推進委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた記念事業の実施計画を大幅に見直すことについて承認をいただきました。

11月1日に宇美南中学校体育館で開催予定の記念式典については中止とした上で、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見ながらではありますが、次年度に、これは仮称ではありますが、次の百年に向けた町民の集いなどの実施を検討いたします。

役場各課の提案による町主催事業につきましては、ラブアース・クリーンアップうみ2020での環境ボランティアの促進事業と町消防団操法大会でのPRを中止とし、町勢要覧の発行と町民憲章の制定につきましては次年度に延期をいたします。

町民参加型の記念事業を町民や地域、民間団体などが自ら主体的に企画・実施するという町民提案自主事業（25事業）につきましては、関係団体との個別協議の結果、3密状態が避けられないことや先行き不透明による日程調整の難しさから、7事業について申請団体より中止届が提出され、承認をいたしております。

企業や団体との連携事業につきましては、うみガールズとの連携事業わたしたちの図書館カフェ及び夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会は中止とし、その他の事業につきましては、実施の可否について、今後の感染状況を見ながら、引き続き関係団体と協議をいたしてまいります。

また、10月20日から11月1日までの13日間を町制施行100周年記念スペシャルウィークに設定し、宇美八幡宮会場でのアートプロジェクト時織や特設ステージでの宇美百年祭、うみ・みらい館会場での旅する絵本カーニバルなど、多様なプログラムを集中して展開することで、町内外から多くの人を呼び込むこととしておりましたが、そのほとんどが3密状態になりますことから、残念ながら中止とさせていただきます。

ただし、10月20日に宇美八幡宮会場で計画しておりますバースデーイベントにつきましては、屋外開催ということもあり、密集・密接にならないよう配慮するとともに、感染防止対策を図りながら100周年の節目をお祝いしたいと、このように思っております。

さらに、JR宇美駅前広場会場で予定しておりました、水戸岡鋭治氏デザインによる子ども公園宇美キッズパークの設置につきましては、次年度以降の設置を検討させていただきます。

100周年記念事業推進委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた記念事業の実施計画を大幅に見直すことへの理解が示された上で、委員からは宇美町は命を生み出す町であり、今は命を守ることを最優先にすることが大切ですよという意見や、来年度以降、感染症予防対策を工夫した上で記念事業を実施してはどうかなど建設的な意見が数多く出されました。

今後、100周年記念事業をはじめ、町主催事業を実施する場合は、感染防止対策を講じることを大前提に、感染リスクをコントロールしながら、どうすれば実施できるかという発想で計画を立てていく必要があると、このように思っております。

いずれにいたしましても、来年度、事業が実施できる状況になれば、100周年のキャッチフレーズにもありますとおり、次の100年に向けた力強い一歩を踏み出す年にしたいと考えております。

次に、第2期宇美町総合戦略について御報告をいたします。

平成28年3月に、最上位計画である第6次宇美町総合計画を具現化するものとして宇美町総合戦略を策定し、計画的に推進をしてまいりました。

本戦略の対象期間であります5か年が経過するに当たり、これまでの地方創生の取組の成果や課題を分析するとともに、国・県の総合戦略及び第6次宇美町総合計画後期実践計画を踏まえて、令和2年度から令和6年度までを計画期間といたします第2期宇美町総合戦略を策定をいたしました。これにつきましては、さきの全員協議会において議員の皆様へ提出をさせていただいたところでございます。

今後、本戦略の推進に当たりましては、引き続き人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための施策・事業について、総合的かつ計画的に取り組んでまいり所存でございます。

本戦略の策定に当たり、専門的、総合的な視点から貴重な御意見等を賜りました宇美町総合戦略推進懇談会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました皆様には心から感謝を申し上げます。

次に、下水道事業について御報告をいたします。

平成7年度末の第1期供用開始を行って以来、事業計画に基づき整備を進めているところでございますが、令和2年4月1日には第27期、1ヘクタールを供用開始したところでございます。

これによりまして、下水道計画区域面積839ヘクタールのうち、80.0%の670.8ヘクタールの区域におきまして下水道が使用できるようになり、処理区域内人口3万2,772人を行政区域内人口3万7,295人で除した下水道普及率は87.9%となったところでございます。

また、処理区域内人口に対する水洗化人口は3万918人となり、水洗化率は94.3%となっております。

なお、平成31年度に整備工事を実施いたしました障子岳南3丁目地区につきましては、本年度に予定をいたしております下流管渠の整備完了後に供用開始をいたします。

次に、令和2年度の課税状況について御報告をいたします。

前年度と比較をいたしまして、個人町民税は2,247万825円増の15億3,371万1,496円、固定資産税は4,731万8,200円増の15億6,086万3,100円、軽自動車税は353万4,100円増の1億736万5,400円の当初調定となり、全ての税目におきまして前年度を上回っております。

しかしながら、内閣府の令和2年4月の月例経済報告による経済の見通しは、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化をしており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染症の影響により極めて厳しい状況が続くと見込まれるとの基調判断がなされております。

また、日本銀行福岡支店が4月に発表した九州・沖縄の金融経済概況の総論におきましても、九州・沖縄の景気は、新型コロナウイルス感染症などの影響から、個人消費や輸出・生産を中心にこのところ弱い動きとなっている。3月短観における企業の業況感は、製造業・非製造業ともに悪化をしている。先行きについては、新型コロナウイルス感染症の動向が、当地の企業や家計のマインドに与える影響等に留意する必要があるとなっております。

本年度の当初調定が前年度を上回ってはおりますが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の下、休業や自粛による甚大な事業損失や収入減等の影響を受け、納税者の皆様と町の双方にとりまして非常に厳しい状況になることが予想をされます。

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、地方税においても感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じるとともに、納税が困難な方への対応として、現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、周知広報を積極的に行うこととされました。

また、4月30日には、地方税法等の一部を改正する法律等が施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が創設されたことにより、相当な収入の減少により、一時的に納税が困難な場合に適用されることになりましたので、町におきましても制度について広く周知広報を行っているところでございます。

この緊急経済対策は、感染症拡大の早期収束にめどがつくまで強力に取り組むとともに、その後の回復基盤を築くために、雇用と事業と生活を守る緊急支援フェーズとされる段階と、収束後、大幅に落ち込んだ消費と投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる、V字回復フェーズとされる段階を意識して策定されたものであり、緊急支援の段階である現在におきましては、町の収納対

策についても国の方針に沿いまして、フリーランスの方々を含め、休業等により収入が減少した雇用者の方や事業に相当の影響があった事業者に対しては、感染症拡大の収束までの間、特例による猶予措置を活用していただき、雇用や事業活動、生活を守ることで、その後の納税資力を回復するための基盤を築いていただきたいと、このように考えております。

また、平成29年度に導入いたしました、ファイナンシャルプランナーによる納付相談を今年度も継続して実施をいたしておりますので、必要とされる場合には、事業や生活再建のために御相談等に最大限活用していただくなど、住民に寄り添った取組を行ってまいり所存でございます。

以上をもちまして行政報告を終わりますが、今後とも、議員各位の御理解とお力添えを心からお願いを申し上げます。

それでは、6月議会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本議会に提案しております議案は、専決処分1件、人事案件15件、工事請負契約案件4件、条例案件3件、予算案件3件の計26件であります。

承認第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、その一部が同日に施行されたことに伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要があるため、令和2年4月30日に専決処分を行っており、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、徴収の猶予制度の特例の創設や固定資産税等の負担軽減措置の実施等の規定の整備であります。

人事案件につきましては、まず、同意第1号の宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任は、尾方伸一氏の任期が令和2年6月30日で満了となることに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方税法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号から同意第15号までの宇美町農業委員会委員の任命は、宇美町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了することに伴い、14名の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第32号 工事請負契約の締結は、令和2年度昭和町既存町営住宅解体工事（第3期）につきまして、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し、5月28日に落札者であります株式会社藤山組と仮契約を締結したところであります。なお、請負契約金額は7,495万2,900円となるものでございます。

議案第33号 工事請負契約の締結は、令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事につきまして、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し、5月28日に落札者であります西村建設株式会社宇美営業所と仮契約を締結したところでございます。なお、請負契約金額は1億2,551万円となっております。

議案第34号 工事請負契約の締結は、令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事につつま

して、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し、5月28日に落札者であります株式会社岩堀工務店宇美営業所と仮契約を締結したところでございます。なお、請負契約金額は9,328万円となっております。

議案第35号 工事請負契約の締結は、令和2年度桜原小学校トイレ改修工事につきまして、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し、5月28日に落札者であります有限会社大庭建設と仮契約を締結したところでございます。なお、請負契約金額は9,018万9,000円となるものでございます。

議案第36号の宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、傷病手当金を支給することにつきまして、所要の規定を整備するものでございます。

議案第37号の宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するため、当町におきまして傷病手当金の支給に係る申請書を受け付けることにつきまして、所要の規定を整備するものでございます。

議案第38号の宇美町手数料条例の一部を改正する条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードの手続等につきまして、所要の規定を整備するものでございます。

議案第39号の令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ40億6,346万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、傷病手当金を支給することによる補正となっております。

議案第40号の令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の営業外収益におきまして、負担金4,455万円を増額をいたしております。

また、資本的支出では、貴船5丁目地区の給水に伴う配水設備工事費2億1,107万円を増額いたしております。

これにより、今年度の純利益は6,087万4,000円となる見込みでございます。

議案第41号の令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億2,538万9,000円を追加し、予算総額を160億9,763万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う本町独自の追加支援策といたしまして、休業要請協力店舗等協力金給付事業費、プレミアム付き地域商品券発行事業費、子育て世帯応援

給付金給付事業費のほか、放課後児童健全育成事業費、防災対策事業費、情報機器購入に伴う小中学校学校管理関係経費の増額及び当初予定しておりました町制施行100周年記念事業の見直しによります100周年事業推進事業費の減額が主なものでございます。

一方、歳入は、国の新型コロナウイルス感染症対応といたしまして交付される地方創生臨時交付金、放課後児童健全育成事業費補助金、公立学校情報機器整備費補助金の増額及び町制施行100周年記念事業基金繰入金の減額が主なものでございます。なお、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案をいたしております。

以上で行政報告及び提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには、担当者より詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、町長行政報告及び提案総括説明を終結します。

続いて、教育委員会行政報告を行います。

教育委員会行政報告を求めます。佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。まず資料の訂正をお願いいたします。

教育委員会行政報告資料の2ページ、4月の定例教育委員会の期日が4月24日となっておりますが、4月21日に修正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、令和2年6月議会定例会が開催されるに当たりまして、令和2年3月に実施いたしました臨時教育委員会以降における教育行政の主なものについて、その概要を報告いたします。

初めに、3月5日に実施いたしました臨時教育委員会について報告いたします。

ここでは、主に新型コロナウイルス感染症に係る対応について協議いたしました。2月21日から3月4日までに行った5回の町内校長会の中で、臨時休校、卒業式、児童生徒の預かり対応などについて協議をいたしました。

次に、令和元年度小・中学校卒業式について報告いたします。

卒業式については、臨時校長会で協議を行い、中止とはせず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、参加者の数を減らすことと時間を短縮する対応で式を実施することを決定し、中学校は3月13日、小学校は3月17日に実施いたしました。

次に、3月24日に実施いたしました3月定例教育委員会について報告いたします。

このことについては、資料にお示しています内容から2点報告をいたします。

1点目は、宇美町立図書館長の任命についてです。

黒田修三氏の後任として、前宇美中学校校長の中島康幸氏が任命をされました。

2点目は、令和2年度宇美町教育委員会・校長会連携研修会についてです。

本町では、教育委員会と校長会の連携・主催により、様々な課題を基に研修会を実施しており

ます。現在は、学校運営に必要な内容や、宇美町の特色やその時々々の教育課題に沿って研修会を企画しているところです。

昨今、各学校におきまして若い教職員が多くなってきており、新規採用者や臨時的任用職員対象の研修会の質の向上が課題になってきております。

また、教育論文の執筆者を対象とした研修会を実施し、人材育成も進めているところでございます。

次に、3月31日に実施いたしました臨時教育委員会について報告いたします。

ここでは、資料にお示ししています内容から2点について報告いたします。

1点目は、第3次宇美町子ども読書活動推進計画について報告させていただきます。

本町では、平成22年2月に第1次宇美町子ども読書活動推進計画を策定し、町立図書館を核としながら、学校・家庭・地域などが連携して子どもの読書活動を推進してまいりました。このたび、これまでの取組を継承発展させる形で、第3次宇美町子ども読書活動推進計画を作成しましたので報告いたします。

今後も読書活動の推進を図るとともに、利用者にとって魅力的な図書館の運営に努め、さらなる図書館サービスの充実と地域の情報拠点とした図書館を目指すつもりでございます。

2点目は、高校入試結果等でございます。

昨年度末の高校入試に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されましたが、公立、私立ともに予定どおり実施され、無事に受験することができました。

結果は、3中学校で私立の専願の合格率が92.5%、一般入試が98%、公立の推薦が89.5%、一般入試が78.7%であり、いずれも3年連続で前年度の合格率を上回りました。

これまでの学力向上の取組が徐々に結果として結びついていることを確信するとともに、今回の結果をしっかり検証し、今後の取組に生かしていきたいと考えているところです。

また、就職者等を含め、卒業生349人全ての進路が決定いたしました。

今後は、それぞれの新たなステージへ向かって大きく羽ばたいてほしいと願っているところでございます。

これからは新年度4月の報告になりますが、4月1日の令和2年度小中学校教職員赴任式については中止しましたが、今回の人事異動により28名の教職員が離任し、新たに28名の教職員が本町の各学校へ赴任いたしました。

新規採用職員につきましては、ソーシャルディスタンスを保った形態で宣誓式を実施したところでございます。

4月9日の中学校入学式と4月10日の小学校入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、式典形式での実施をせず、各学校において保護者に来校してもらい、学校から

の説明と入学手続を実施いたしました。

次に、4月21日に実施いたしました4月定例教育委員会について報告いたします。

このことについては、資料にお示ししています内容から2点報告をいたします。

1点目は、保育所等の入所状況についてです。

令和2年度における入所申込状況としましては、幼保無償化の影響もあり、新入園の申込みは前年度92名を上回りました。5月時点では32名の待機児童が発生しております。今後も安定した保育事業を目指し、引き続き保育士の確保や民間を含めた保育量の拡大と保育環境の整備を進め、早い段階で待機児童が解消できるよう努めてまいります。

2点目は、町立・私立保育園登園状況についてです。

4月7日に福岡県におきまして緊急事態宣言が発出されたことにより、町内の全ての保育施設におきまして、保護者の方々へ4月8日より5月31日までの期間、登園自粛のお願いをいたしました。自粛期間の認可保育所の登園状況といたしましては、4月の登園率45%、5月の登園率59%となっており、多くの保護者の方に御協力をいただきました。

先ほど町長から報告のありました、登園を自粛された児童の保育料及び副食費の減免につきましては、順次還付手続を行っているところでございます。

次に、5月26日に実施いたしました5月定例教育委員会について報告をいたします。

このことについては、資料にお示ししています内容から2点報告いたします。

1点目は、令和2年度夏季休業期間を含む、6月以降の教育活動についてです。

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、3月2日から臨時休業が続いておりましたが、5月20日からは学級を複数グループに分けた分散登校の形式による登校日を実施し、6月1日には児童生徒が一斉登校する日を迎えました。

今後の教育活動では、臨時休業開始からのおよそ3か月間で十分に行うことができなかった学習を行い、児童生徒の学びを保障していく必要があります。

そこで、夏季休業につきましては、5月29日に町のホームページ、学校からのメール等でお知らせいたしていますが、一定のまとまりのある休業期間を2期に分けて設定いたしました。

具体的に申しますと、第1期の夏季休業は7月21日から7月26日、翌日の7月27日から8月7日までの平日10日間は授業日とします。そして、第2期の夏季休業を8月8日から8月19日までとします。今年度、2学期開始を8月20日となります。

これから夏の暑い時期を迎えますが、子どもたちの体調管理に留意し、水分補給と換気を行いながらのエアコン使用など、暑さ対策を行うよう指導してまいります。

2点目は、令和2年度第1回学校教育推進協議会についてです。

昨年度末の学校教育推進協議会と同様に、今回の協議会もやむを得ず中止とさせていただきます。

す。これまで参加されていた議員様方をはじめ、関係者の皆様には資料を配付させていただきます。

次に、5月29日に総務課主催の総合教育会議が実施されました。

総合教育会議は、町長と教育委員が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整される場であります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うこれまでの対応や今後の対応、少子化に伴う新たな学校課題等を中心に、教育の方向性について協議を行いました。

また、会議の中では、本年1月からの機構改革についても話題になり、学校教育課、社会教育課、こどもみらい課、3課の連携推進への期待に関する意見が上がってまいりました。

今後も、総合教育会議での協議・調整された内容を尊重しながら教育施策を推進してまいります。

最後に、資料にお示ししています、学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応について、まとめてここで報告をいたします。

前回の教育委員会行政報告から教育活動再開に向けて、子どもの学びを止めてはならない、子どもの健康と安全に配慮した取組を、を重点にしながら、これまで4月、5月、10回ほど校長会で協議をし、具体的な取組を展開してまいりました。

今後も教育委員会として、文部科学省通知の学校の新しい生活様式を基本にしながら、学びの保障を基本的な理念に、子どもの健康・安全に留意しながら教育活動が進められるよう、各学校に助言してまいります。

特に今後、短縮した夏季休業期間と夏季期間の子どもたちの生活習慣等への指導、支援につきましては、校長会等を通じて周知してまいります。

また、各学校や家庭への主な具体的な支援として、マスク、消毒液等の配布、家庭への連絡のための携帯電話の増設、子どもや保護者のストレスケアの相談窓口の設置、1人1台端末の整備などの具体的な施策については積極的に取り組んでまいります。

以上、甚だ簡単ではありますが、3月から5月までの教育行政執行の主なものについて、その概要を報告いたしました。

今後とも宇美町の教育力向上のため努力してまいりますので、議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げます、教育委員会行政報告といたします。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、教育委員会行政報告を終結します。

次に、繰越計算書の報告を行います。

平成31年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

報告を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） よろしくお願ひいたします。

それでは、平成31年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

計算書につきましては、先ほどの教育委員会行政報告の次にとじてありますので、お開きをよろしくお願ひいたします。

記載しております繰越事業につきましては、平成31年度宇美町一般会計歳出予算のうち、補正予算第2号及び第4号、第7号並びに第8号において可決をいただき、繰越明許費として設定されたもので、本日は地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。表上段の左から款、項、事業名、金額となっております。この金額につきましては、平成31年度補正予算におきまして可決をいただきました翌年度への繰越明許費設定金額で限度額でございます。

各事業の翌年度繰越額は、放課後児童健全育成事業費補助事業550万円、保育環境改善事業100万円、ため池耐震診断事業1,630万円、消費喚起促進事業8万8,000円、用途地域指定区域外土地利用方針検討事業583万円、一本松公園（猫石側）トイレ改修事業9,064万5,000円、校内通信ネットワーク整備事業（小学校）8,872万4,000円、桜原小学校大規模改修（校舎・トイレ）事業2億6,612万1,000円、校内通信ネットワーク整備事業（中学校）4,682万2,000円、宇美中学校体育館大規模改修事業1億1,274万4,000円、学校臨時休業対策費補助事業600万円、以上が令和2年度に繰り越した額で、その右側がそれぞれの財源の内訳になっております。

それでは、内容の説明に入ります。

3款民生費2項児童福祉費、放課後児童健全育成事業費補助事業については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、放課後児童クラブで使用する子ども用マスクや消毒液、空気清浄機等の購入予定物品を年度内に調達することが困難となったため、繰越しを行ったものです。

同じく3款民生費2項児童福祉費、保育環境改善事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等で使用する子ども用マスクや消毒、空気清浄機等の購入予定物品の一部が年度内に調達することが困難となったため、繰越しを行ったものです。

次に、6款農林水産業費1項農業費、ため池耐震診断事業については、令和2年度に4か所のため池の耐震診断事業を補助事業により実施することとしていましたが、そのうち2か所分については、平成31年度の国の予算に余裕があったことから、県から平成31年度に予算化し、繰り越して令和2年度に実施するよう指示があり、本年度事業を実施するものでございます。

7款商工費1項商工費、消費喚起促進事業については、宇美町プレミアム付き商品券の販売及び使用を令和2年3月31日まで実施しましたが、3月末に使用された商品券の換金事務については、4月に実施する必要があるため、繰越しを行ったものです。

8款土木費5項都市計画費、用途地域指定区域外土地利用方針検討事業については、本業務の追加見直しに伴い、工期が令和2年度にまたがるため、繰越しを行ったものです。

8款土木費5項都市計画費、一本松公園（猫石側）トイレ改修事業については、トイレの設置箇所の決定について関係機関との協議等に不測の日数を要し、年度内の実施が困難となったことから、工事請負費を繰り越し、本年度工事を実施するものです。

10款教育費2項小学校費、校内通信ネットワーク整備事業（小学校）及び2段下の10款教育費3項中学校費、校内通信ネットワーク整備事業（中学校）については、校内全域に及ぶため、長期休暇等を利用して作業する必要があるため、令和2年3月までに業務を完了することができないため、繰越しを行ったものです。

10款教育費2項小学校費、桜原小学校大規模改修（校舎・トイレ）事業及び2段下の10款教育費3項中学校費、宇美中学校体育館大規模改修事業については、児童生徒の安全を確保するには長期休暇等を利用して施工する必要があるため、令和2年3月までに工事を完了することができないため、繰越しを行ったものです。

一番下の段になります。10款教育費、保健体育費、学校臨時休業対策費補助事業については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、学校給食の再開に向けて、衛生管理の徹底を図るため、各調理場で使用するマスクや消毒液、空気清浄機等の購入予定物品を年度内に調達することが困難となったため、繰越しを行ったものです。

計の欄を御覧ください。金額の合計は6億5,069万7,000円で、これが繰越しの限度額でございます。翌年度繰越額は6億3,977万4,000円、財源内訳は国県支出金2億2,537万6,000円、町債3億1,970万円、その他財源400万円、一般財源9,069万8,000円となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。

若干の質疑がありましたら、お受けしたいと思います。事業名をお示しの上、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 幾つかあるんですけども、3款2項放課後児童健全育成の補助事業ですね、550万円全額の繰越しとなっているんですけども、これ全く使っていないということなんです。放課後児童クラブに適切な器具であったり、いろいろやっておくべきだろうと、それが全く使われていないということ、何でかということも含めて、回答してください、お願いします。

す。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の事業については、学校教育課で所管しておりますので、私から回答させていただきます。

この予算につきましては、3月の議会におきまして、追加議案ということで提案をさせていただいた内容でございます。ちょうどこの3月時期というのは、なかなかマスクが手に入らないといった状況の中で、町のほうからは一部学童保育の指導員さんに対しまして、こういったマスク等の支給は行ったところでしたけれども、なかなか事業者側で3月末までに調達ができないといったことがございました。

あわせて、その下の保育環境改善事業、こちらは保育園のほうでございますけれども、当時、私のほうが保育園と学童保育所と一括して空気清浄機の注文のほうをさせていただいたんですけども、合計40台に及ぶような台数になっておりまして、なかなか一遍では難しいということで、保育園のほうを優先して納品をさせていただきました。その結果、学童保育については3月末までの納品がかなわなかったと、4月にずれ込んだということから、今回繰越しをさせていただいたものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 起債の部分で聞きたいところがありまして、この起債合計で3億1,970万円ですね。このうち交付税措置される起債の額というのは、それぞれどのくらいの金額になるのでしょうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 起債の交付税措置ということで、金額といえますか、私どものほうからは交付税措置が何%受け入れるかということで報告させていただきます。

まず、8款土木費、都市計画費、一本松公園（猫石側）トイレ改修事業、これは公共事業等債ということで、起債の充当率90%、交付税措置については20%でございます。

次の教育費、小学校費、校内通信ネットワーク整備事業（小学校）、これにつきましては、起債充当率100%で交付税措置60%でございます。

次の桜原小学校大規模改修（校舎・トイレ）事業ということで、すみません、先ほどのネットワークにつきましても、学校教育施設等整備事業債ということになりますが、この校舎・トイレについては、充当率100%、交付税50%となっています。

その下の校内通信ネットワーク整備事業（中学校）、これにつきましては、充当率100%、交付税措置については60%ということになっております。

次の宇美中学校体育館大規模改修事業、これにつきましては、充当率100%で交付税率

60%ということになっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

平成31年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終結します。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日は、これで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時56分散会
